

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 加入光ファイバの接続料の在り方について

1) 経緯

NTT東・西の加入光ファイバ接続料の在り方については、これまでの情報通信審議会において何度も議論が重ねられ、特に、2007年から2008年にかけての情報通信審議会において検討された分岐回線単位の接続料の3つの案(「OSU共用」「OSU専用」「Bフレッツの接続料化」)については、公正な競争を確保するためには様々な課題があるとの考えから、すべて導入が見送られました。

2) 当社の「ギガ得プラン」

そのため、現在に至るまで、当社では、1分岐単位の接続料が設定されなくとも、自ら投資リスクを負うことを覚悟した上で、自前光ファイバやNTT東・西の光ファイバを8分岐単位で利用し、自社専用のOSUを設置することにより提供が可能となった「ギガ得プラン」サービスにより、多くのお客様に対して、NTT東・西の光サービスよりも高速で安いサービスを提供し、これまで営業努力を続けてまいりました。

3) 他の競争事業者

当社以外にも、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、フェアな設備ベースでの競争を通じた技術革新によるサービスの高度化・多様化、料金の低廉化の成果が、全国のより幅広い地域のお客様にもたらされています。

4) 1分岐単位接続料の課題

①OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。

当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。

②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。

上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。

5) 「光の道」実現に向けて

先日公表された「「光の道」構想実現にむけて 取りまとめ」においては、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とするとされており、利用率向上に向けては、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進する

ことが適当とされています。

その推進のためには、各社が自由に創意工夫することにより多様なサービスを実現してきている現在の設備競争の促進が重要です。接続料水準は、設備競争とサービス競争のバランスをとるうえで、重要なファクターであることに留意し、これまでの競争の成果を無にし、時代を逆行させることにならないようにすべきです。当社を含む多くの事業者がリスクを負って続けてきた設備ベースでの競争の成果を更に進展させ、競争を通じたサービスの進化や多様化を促進することが、「光の道」実現には必要と考えます。

また、加入光ファイバについては、8分岐単位での利用における手続き・開通のためのリードタイム・設備情報の提供などについての同等性を更に向上・改善していくことが必要です。

2. 接続における機能分離の重要性について

競争促進の観点からは、タスクフォースでとりまとめられたとおり、ボトルネック設備の利用の同等性を実現するための機能分離の実施および徹底が重要です。現在の8分岐単位での光ファイバ利用をはじめとした接続においては、この点が、競争をさらに進展させるための環境を確保するうえで早急に解決すべき課題となっています。

具体的には、機能分離の実施のなかで、次の点を確実に実施すべきと考えます。

①設備構築情報の扱いの同等性の担保

網改造計画や光ファイバのエリア展開情報(配線ブロックの新設・変更)がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同時期に、同内容で公開・共有されること。そのため設備部門と利用部門との間でしっかりファイアウォールを設け厳格運用を徹底すること。

②設備・システムの同等な運用の担保

開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底すること。

③接続・顧客情報の適切な取扱いの担保

NTT東・西利用部門や地域営業子会社への不適切な情報の流用やグループ一体営業の防止措置を徹底すること。

④上記の3点について同等性の検証に必要な情報の報告をNTT東・西に対し義務付け、同等性確保状況を接続事業者も参画してチェックできる仕組みを導入し、機能分離の実効性を監視すること。

3. 乖離額調整について

今回申請された料金体系・水準、需要予測を前提とした場合の当社の考えは次のとおりです。

今回申請された接続料については、事後的な乖離額調整を行う内容になっていますが、将来原価方式においては、特例であっても乖離額調整を認めるべきではありません。

「光の道」実現のためには、競争事業者の参入を促し、競争促進を図ることが重要との考えに

立っているはずであり、そのためには競争事業者にとって事業計画策定の観点から「予見可能性」が必要です。

しかしながら、今回の加入光ファイバの接続料水準は需要予測値の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右される構造となっているため、乖離額調整の仕組みを導入した場合には、NTT東・西の純増回線数次第で接続料水準が上昇し、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くことになりかねません。したがって、今回申請された接続料については、乖離額調整は行わずに水準を固定すべきと考えます。

以 上